

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

平成二十六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五・六・一四法四四）
本則五条（平成二六・四・一施行）による改正前の条文

■ 第二二条

（組織等）
第二二条① 委員会は、委員十人以内で組織する。（法四四により

② 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。（新法の

③ 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。（法四四により置く）

④⑤（略、新法の②③）

⑥ 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。（新法の④）

■ 第二九二条
第二九二条 第二十一条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。